

白河市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（令和5年10月5日条例第23号）

最終改正:

改正内容:令和5年10月5日条例第23号 [令和6年4月1日]

○白河市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

令和5年10月5日条例第23号

白河市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の2の規定に基づき、開発許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（技術的細目に定められた制限の強化又は緩和）

第3条 法第33条第3項の規定による政令第25条第6号に関する技術的細目において定められた制限の強化又は緩和については、次に定めるところによる。

（1）公園、緑地又は広場を設ける開発区域の面積は、1ヘクタール以上とする。

（2）主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、設置すべき施設の種類の種類は公園とし、1箇所当たりの面積の最低限度は、300平方メートルとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（基準の特例）

2 この条例の施行の日前に受理された法第29条第1項の規定による申請に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る施行の日以後に受理された法第35条の2第1項の規定による変更申請に係る許可の基準については、この条例の規定を適用する。